

発行 株式会社ラベルバンク  
 大阪市淀川区西中島 5-12-8  
 新大阪ローズビル 6F  
<https://www.label-bank.co.jp/>  
[customer@label-bank.co.jp](mailto:customer@label-bank.co.jp)

# ラベルバンク新聞 第206号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”  
 We make food labeling accessible for everyone.



## 令和7年度第2回栄養機能食品に関する検討会について

2026年1月21日、「[令和7年度第2回栄養機能食品に関する検討会](#)」が開催されました。栄養機能食品とは、保健機能食品のひとつであり、特定の栄養成分の補給のために利用される食品で、「栄養成分の機能」を表示するものをいいます。今回はその栄養成分の機能の文言および文末表現の修正案について検討が行われています。

### 栄養成分の機能の文言の修正

[前回](#)、「見直し原案の修正を検討するもの」として挙げられていた文言について、新たな修正案が提示されています。

右記は見直し原案について「分かりやすい」と回答した者の割合が低い（60%未満）のものであり、修正案では消費者がより理解しやすい表現となるよう変更されています（検討内容については[資料内容](#)をご確認ください）。例えば、ビタミンKの見直し原案は「血液凝固を正常に保つのを助ける栄養素」でしたが、「血

対象となる成分	現行の文言 ※一部抜粋	修正案 ※一部抜粋
ビタミンK	正常な血液凝固能を維持する栄養素	正常な血液凝固を助ける栄養素
ビタミンD	腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素	カルシウムの吸収を助ける栄養素
亜鉛	たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素	※削除
ビタミンC	—	鉄の吸収を助ける栄養素 ※新設
	皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素	抗酸化作用により細胞を保護するのを助ける栄養素
ビタミンE	抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素	

液凝固を正常に保つ」という表現が機能として分かりにくい等の理由より、上記の修正案に変更されています。

### 栄養成分の機能の文言における文末表現の修正

現行の文末表現は「～を助ける栄養素です。」や「～に必要な栄養素です。」等、複数の表現が存在しているため、以下の通り再整理が行われています。

- 現行の「栄養素です。」を「栄養素のひとつです。」に改める
- 栄養機能食品に該当する栄養素のうち、ある機能を有する栄養成分がひとつのみである場合に限り、文末表現を「栄養素です。」とする

※栄養成分の機能の文言の修正案については[資料内容](#)をご確認ください。

### 今後のスケジュール

令和7年度中に3回程度の検討が予

定されていますので、次回は第1回で議論された「下限値・上限値」の見直しとあわせ、具体的な方向性が固まっていくものと考えられます。さらに令和8年度には「摂取をする上での注意事項」についても検討が予定されています。

検討会では、文言は事実を記載するだけではなく、消費者に正しく理解されるようなものにすべきだという視点でも議論がされています。制度改正は事業者だけでなく、消費者にとっても影響を及ぼすテーマであることから、今後の動向に引き続き注目されることをおすすめします。

(清水)

 Label bank



食品表示調査サービス

原材料及び添加物の適合性検証  
 容器包装への表示案の適合性検証

この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。



## ミニコラム

## 輸出時の食品表示実務の大切なポイントまとめ

2026年3月、「[基礎からわかる 輸出時の食品表示の実務ガイドブック](#)」（第一法規）が発刊されます。食品の輸出における基本的な制度と、各国の制度等の確認とそれに基づく表示確認の手順について解説した実務書です。今回は、その中でも表示確認実務における大切なポイントを整理したいと思います。

まずは食品表示の実務において確認すべき「制度」ですが、ここでは「表示基準」をはじめ、「添加物（使用基準、成分規格等）」と「食品規格（構成原材料等の定義、規格基準等）」などの食品関連規制（動植物検疫などの輸入規制を除く）と定義したいと思います。そしてこれらの制度についての確認手順は、以下のように表すことができます。ポイントは、表示基準、添加物、食品規格の関連性に注意することです。

- その製品は、何の「食品」に該当するか
- その食品に、その「添加物」は使用できるか
- その食品にその原料を使用して、その「表示」ができるか

例えば食品の名称や原材料名を表示しようとする際に「一般的な名称を使用すること」、「正式な名称を使用すること」といった表示基準がある場合、何の根拠をもって「一般的」や「正式」といえるかを考える必要があります。また「○（食品名）にのみ使用可能」といった添加物の使用基準がある場合もそうですが、「その食品について定義や規格基準を定めたもの」（食品規格）はないかを探すことになります。ただしこれらの制度は国や地域によって異なるため、以下のような課題もあります。

- 食品規格における定義（例：チョコレート）が同じとは限らない。また食品規格自体があるとは限らない。
- 添加物の使用基準が同じとは限らない（自国で使用できる原材料や添加物が、輸出先で使用できないこともある）。
- 表示基準に定めのある用語の定義（例：炭水化物、糖質）が同じとは限らない。



こうした課題を踏まえて各国の詳細な基準を調査し、以下の確認手順で原材料チェックから表示案作成まで進めます。

1. 食品規格（製品の規格、製品の主要原材料の規格、定義に関わる原材料の規格）
2. 添加物（優先調査すべき添加物の特定、添加物一覧と使用基準、添加物の成分規格）
3. 表示基準（表示事項（横断的義務表示、個別的義務表示事項等）、表示方法（名称と原材料名等、栄養成分関連）、表示禁止事項）

添加物の規制により使用原材料を変更することは多く、その際に食品規格の要件（構成原材料等）への影響を確認しておかないと、表示案作成の段階になって「一般的な名称が使用できない（例：チョコレートと表示できない）」ことも起こり得ます。確認工程の早めの段階から、これらの制度の関連性に注意しておくことが大切といえるでしょう。

今回は輸出時のポイントとして整理しましたが、例えば日本へ輸入しようとするときの手順も、基本的には同じです。「[基礎からわかる 輸出時の食品表示の実務ガイドブック](#)」では、いくつかの国や地域を事例として取り上げていますが、なるべく多くの国や地域で、なるべく多くの食品で共通する確認視点をもとに整理して解説することを心掛けてみました。皆さんのお役に立つことができればうれしく思います。

（川合）

この記事はウェブでお読みいただけます。

右のQRコードをスキャンしてアクセスください。



## 執筆書籍 新刊のお知らせ

基礎からわかる **NEW!**

## 輸出時の食品表示の実務ガイドブック



編著者名：ノウタス株式会社 高橋明久、エム・アール・アイ・リサーチアソシエイツ株式会社 長田侑子、株式会社ラベルバンク 川合裕之

出版社：第一法規株式会社

発刊日：2026年3月6日

価格：4,070円(本体：3,700円)

<https://www.label-bank.co.jp/column/book.html>



## 今月のお気に入り言葉

医食同源

（四字熟語）



**Label bank**

毎月1日発行

WEBサイト：

<https://www.label-bank.co.jp/>

発行 株式会社ラベルバンク

〒532-0011

大阪市淀川区中島5-12-8

新大阪ローズビル6F

お問い合わせ：

[customer@label-bank.co.jp](mailto:customer@label-bank.co.jp)

Tel. 03-6260-9540